令和８年度第２回　独立行政法人労働者健康安全機構契約監視委員会〔概要〕

開催日時	令和８年 10 月８日　９：45～：11：20
委　　員	山本　勲　　（慶應義塾大学商学部教授） 田極　春美　（三菱 UFJ ﾘｻｰﾁ＆ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ（株）主任研究員） 竹内　啓博　（公認会計士） 有田　克彦　（独立行政法人労働者健康安全機構監事） 黒澤　久美子（独立行政法人労働者健康安全機構監事（非常勤））
審議事項	１　令和８年４月から６月までに締結した契約の点検・見直しについて ２　委員会開催数の変更（案）について
議事概要	１　契約の点検･見直しについて 【主な指摘事項】 ＜随意契約＞ （１）「交流電場腫瘍治療システム（肺がん）」について ・本件において銘柄指定としたことはやむを得ず、また、契約事業者との契約以外に選択肢はなかったことから、随意契約により調達したことには合理的な理由があるものと認められる。 ＜一者応札・応募＞ （２）「会計課業務派遣」について ・本件においては、人員体制に係る本部決定後の調達手続きという事情により、履行準備期間を十分に確保できなかったことが一者応札の要因になったものと考えられる。 ・引き続き、可能な限り早期の調達手続きや事業者への声掛けに努めるとともに、東海三県に本支店、営業所、事業所を有していることを競争参加資格要件としている点についても、当該地域に限定する必要があるか検討の余地がある。 （３）「令和８年度化学物質管理支援事業」について ・例年実施される事業であり、今後も対象物質以外に大きく仕様の変更がないと想定される場合は、可能な限り早期の仕様の確定又は公告の実施、あるいは複数年契約を含む適切な契約期間の検討等により、適切な履行期間の確保及び競争性の確保に努める必要がある。 ・落札率が低かったことも踏まえると、今回の見積事業者に限らず、より多くの事業者から参考見積を取得するように努める必要がある。 （４）「床頭台ベッドサイドシステム賃貸借」について ・本件は実質的に銘柄指定された調達であったために一者応札となったものと考えられるため、仕様作成に当たっては合理的な理由に基づかない銘柄指定とならないよう、製品に求める真に必要な要件を精査の上、同等品の有無の確認といった基本的な取組を徹底する必要がある。

	・本件は賃貸借と複数の業務委託を組み合わせたものであるところ、適切な調達単位の設定は競争性確保の上でも重要であることを踏まえて、調達単位の統合分割については、業務上の要請や価格の妥当性と併せて検討する必要がある。 ２　委員会開催数の変更（案）について 今年度より委員会開催数を年３回から２回に変更することが承認された。